

令和3年議員提出議案第3号

愛北広域事務組合議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び愛北広域事務組合議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）第13条第1項の規定により提出します。

令和3年12月24日提出

愛北広域事務組合議会 議長 吉田 鋭夫 様

【提出者】

愛北広域事務組合議会議員 矢嶋 恵美

【賛成者】

愛北広域事務組合議会議員 柴田 浩行

愛北広域事務組合議会議員 宮地 友治

愛北広域事務組合議会議員 梅村 均

愛北広域事務組合議会議員 酒井 正宗

提案理由

この案を提出するのは、標準市議会会議規則の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

愛北広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則

愛北広域事務組合議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第68条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。